

総務省独立行政法人評価委員会 第14回統計センター分科会

1. 日 時 平成19年8月22日(水) 13:56~15:30

2. 場 所 総務省第2庁舎6階 特別会議室

3. 出席者

(分科会所属委員)

分科会長 堀部政男

分科会長代理 篠塚英子

委員 佐藤修三

専門委員 小笠原直 小林稔 森末暢博

(総務省統計局)

飯島総務課長 阿向総務課総括補佐 柴沼総務課企画調整担当補佐

瀧谷総務課情報管理専門官(企画調整担当)

(独立行政法人統計センター)

中川理事長 濱野総務担当理事 谷村総務部次長 平野総務課長

4. 議 題

(1) 統計センターの組織・業務全般の見直し当初案について

(2) その他

○堀部分科会長 では、委員の方も事務局もおそろいですので、ただいまから総務省独立行政法人評価委員会第14回統計センター分科会を開催させていただきます。今日も猛暑日ではないかと思うんですが、お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は、お手元の議事次第にありますように、統計センターの組織・業務全般の見直し当初案についてということあります。本日の議題の趣旨につきまして、今日は飯島総務課長から説明をお願いいたします。

○飯島総務課長 統計局総務課長の飯島でございます。今日はありがとうございます。川崎統計局長が本来、出席するつもりでおったんですけども、現在、ポルトガルで開かれています国際統計協会の大会の方に出張でございまして、本日、こちらの会議は失礼させていただきたくということでご了承いただければと思います。

本日の議題でございますが、今、会長からお話のありました具体的に挙げておりますのは1つ、見直し当初案についてのご審議をいただくということでございますけれども、先生方、ご承知のとおり、独法通則法の35条第1項によりまして、中期目標の期間が終了時におきまして業務を継続する必要性とか組織のあり方その他、組織・業務の全般にわたる検討を行うということになっておりまして、この検討に当たって評価委員会のご意見を聞かなければいけないということになっております。そういうことでございまして、統計センターの場合ですと総務省の独立行政法人評価委員会のご意見を伺うことになるわけですから、この親委員会の審議の前に本日、当分科会の方でご審議をお願いするものでございます。

この見直しの当初案でございますけれども、本日、参考としても付けさせていただいていますが、去る8月10日の閣議決定で決定されました整理合理化計画基本方針、本日の参考の1、2ということで付けさせていただいていますけれども、これに沿って今月末までに総務省との整理合理化案ということで提出することになっております。この提出された案につきまして、その後、政策評価・独立行政法人評価委員会、さらに行政減量・効率化有識者会議といったような場に提供され、審議されるということになっております。

こういうような状況でございますので、本日はどうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

○堀部分科会長 ありがとうございました。

本日の審議内容につきましては、ただいま飯島課長から説明があったとおりであります。早く、議題となっております統計センターの組織・業務全般の見直し当初案についてということで、手元の資料に基づきまして事務局から説明をお願いいたします。これは阿向課長補佐から

説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○阿向総括課長補佐　統計局総務課の阿向でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、ご説明いたします独立行政法人統計センターの見直しに関する資料でございますが、先程飯島の方からご説明させていただきましたように、資料統分14-1から3までということで、案の要旨、概要、それから整理合理化案本体をご用意させていただいてございます。その後、参考資料といたしまして参考統分14-1と14-2ということで、閣議決定として示されてございます独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針についての要旨と本体をつけさせていただいているところでございます。

日程面につきましては先程飯島が申し上げたとおりでございます。現在、統計センターにつきましては今年度が中期目標期間満了年度ということになってございます。通則法に基づきまして組織・業務全般に係ります見直しの検討を行い、所要の措置を講ずるということになってございます。あわせまして、本年6月に閣議決定してございます骨太方針に基づきまして、101の独立行政法人全体につきまして事務事業ゼロからの見直しということで、現在、独立行政法人改革が進められているところでございます。資料の後ろになりますが、参考統分14-1の閣議決定でございます基本方針の要旨から、簡単にご説明させていただきたいと考えてございます。恐縮でございますが、お手元から参考統分14-1をお開きいただきたいと思います。

ここに書いてございますとおり経緯でございますが、「骨太の方針2007」におきまして101の全独立行政法人について原点に立ち返った見直し、年内を目途としました独立行政法人整理合理化計画の策定をするということとなってございます。この検討に当たっての考え方について基本方針というものが示されてございまして、本日、後ほどご説明いたします統計センターの組織・業務の見直し当初案につきましても、この整理合理化計画の中の一つとして、今後、政府内で検討されていくということで承知してございます。

「基本方針の概要」の中に書いてございますが、1ポツの「(1)事務・事業及び組織の見直し」ということで、ここが一番の論点ということになってまいりますが、ここに掲げてございますとおり、事務・事業のゼロベースでの見直し、いわゆる廃止を含めた検討ということになってまいります。それから存続する事務・事業につきましても民営化、それから官民競争入札等のいわゆる民間開放の推進、さらには他法人への移管または一体的な実施、③でございますが、非公務員化等々につきまして検討を徹底的に進めていくということになってございます。

また、「各論」でございますが、各論といたしまして101の全独立行政法人を6つの類型に分けてございます。このうち独立行政法人統計センターにつきましては、⑤の特定事業執行型

ということに位置づけられてございまして、この類型に応じた見直しをしていくということになつてございます。

予定でございますが、一番下にございますとおり、今月末に総務大臣からその整理合理化案を提出しまして、9月以降、行政減量・効率化有識者会議その他の会議等において年内議論されまして、12月下旬に政府としましての整理合理化計画を策定すると、こういう段取りとなつてございます。

それでは、整理合理化計画の案となるものにつきまして、私どもが8月末に提出を想定しております案のまずは様式のところからご確認いただければと思います。資料統分14-3でございます。14-3のホッチキス止めをさせていただいております資料がございますが、こちらが提出を予定しております整理合理化案、当初見直し案に相当するものでございます。

簡単に様式をご説明させていただきたいと思っておりますが、統計センターにつきましては5つの様式をそろえることとなつてございます。

まず、1ページ目が左肩上に書いてございますように「総括表（その1）」ということで、整理合理化案全体を見渡す総括表ということになってございます。

それから1枚めくっていただきまして2ページ目から、左肩「総括表（その2-1）」となつてございますけれども、独立行政法人統計センターの全体を俯瞰するものとなつてございまして、前段部分が組織に関係します人数、それから財政状況、また後半、2ページ目の最後または3ページ、4ページと続いてまいりますが、現在の中期目標の達成状況ということとなつてございます。

それから、ページをめくっていただきまして5ページ目でございます。こちらは実際には統計センターは関係しませんが、「総括表（その2-2）」といたしまして支部・事業所等を有している法人につきまして、この様式がございます。

それから、次のページに参りまして6ページ目でございます。見直しの一番メインとなつくる様式となってまいりますが、全法人を横断的にまとめていく資料となつてございます。こちら、この6ページ目、7ページ目のところに事務・事業のゼロベースでの見直しということで、廃止を含めましてその検討をしていくということとなつていて、現在の事務・事業の位置づけ、あり方、また諸外国におきまして実際に公的主体が実施しているのかどうか、こういった面について調査として記述することになつてございます。

それから、1ページめくっていただきまして、8ページ、9ページになりますけれども、次の中期目標期間に向けた事務・事業の見直しの具体的な措置を記述していくことになつ

てまいります。

それから、次のページに参ります。10ページ、11ページになってまいりますが、事務・事業の民営化の検討、それから官民競争入札等の民間開放の検討、それから他法人への移管、一体的実施の検討というような形で様式が構成されてございまして、さらにもう1ページめくつていただきますと、組織関係といたしまして特定独立行政法人につきましては、非公務員化の検討といったところが入ってまいります。

この後、幾つかの契約関係の見直しでございますとか、自主性・自律性関係のものが続いてまいりますが、ページが少し飛びまして17ページでございます。最後の様式となりますけれども、こちらは先程基本方針の要旨のところでご紹介させていただきました各法人の類型に合わせた調書となってございまして、統計センターは特定事業執行型でございますので、それに合わせた形での調書を用意しているところでございます。

簡単でございますが、以上が様式の説明でございまして、具体的な中身につきまして主に資料統分14-2といたしまして、カラーで印刷させていただいております整理合理化案の概要をご用意させていただいてございますので、こちらでご説明させていただきたいというふうに思います。また、後程、先程の本体様式の方で、一部補足的に説明を入れさせていただきたい部分もありますので、お手を煩わせることになるかもしれません、ちょっと資料を2つ見比べるというような形になるかもしれませんので、ご容赦をいただきたいと思います。

それでは、資料統分14-2の概要をご説明させていただきます。

表紙を1枚めくつていただきまして1ページ目でございます。「独立行政法人統計センターの沿革等」とタイトルをうたってございますが、こちらが見直しの中でも事務・事業の位置づけ、経緯等々に相当するものでございます。既に委員の先生方、ご承知の部分が多いというふうに思いますけれども、改めてご説明させていただきます。

我が国の統計制度でございますが、総務省を政府横断的な統計作成を担います中央統計機関といたしまして、各省の所掌事務に必要な統計をそれぞれがそれぞれで作成していくといいういわゆる分散型統計機構というものを形成してございます。一番最後のページに、この概要でも我が国がとてございます統計機構の概略図をつけさせていただいてございます。いわゆる縦割りで各省庁、総務省を含めまして並んでございますが、横断的な機能といたしまして私どもが所属してございます統計局、国の基幹的統計調査を実施する部局でございますが、政府横断的な統計作成機能を担っているところでございます。また、その他政府横断的な企画調整機能、審査機能といった、こういう政府横断的な機能を総務省が担っているところでございます。

このような分散型統計機構の中で、いわゆる中央統計機関といたしまして府省横断的な、政府横断的な統計作成を担っているのがこの総務省でございますが、元の1ページ目に戻っていただきたいと思います。この横断的な機能につきましては総務省設置法の所掌事務といたしまして、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査という言い方をしてございます。こちらに係ります統計は我が国の基幹的な重要統計でございまして、まさに政府横断的に実施する統計でございますので、具体的には消費者物価指数でございますとか、完全失業率でございますとか、家計消費支出でございますとか、規模の面でいきますと国勢調査という全数悉皆調査がございまして、各種の法定人口となっているようなところでございます。

そのような我が国の基幹的重要統計を担うものでございますが、その作成につきましては、国民生活、社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要でございます。こういう確実に実施されることが必要な国勢の基本に関する統計調査に係ります一連の統計作成・提供業務のうち、統計作成の実施工程に当たります製表業務につきましては、その規模の大きさ、さらには専門性から、従前より製表業務を包括的に担う専門組織を設置してございます。古くは大正9年の第1回国勢調査から製表の専門的な組織を設置してございますが、戦後も昭和22年の総理府統計局製表部から始まりまして、ここに書いてございますように総理府統計局製表部、さらには第2次臨調後の行革でございますが、総務府設置に伴います総務府統計センター、それから総務省設置に伴います総務省統計センターと、このような形でその規模の大きさ、専門性から専門組織を設置、さらにその業務を当たらせてきたというところでございます。

平成15年4月でございますが、中央省庁再編の整理結果でございますけれども、この製表業務を効率的・効果的に行うこと目的に、統計センターを独立行政法人として総務省から分離・独立させたのが現在の独立行政法人統計センターでございます。したがいまして、このようにいわゆる一連の事務処理工程の中の一部を担う機関を独立行政法人化してございますので、この絵のイメージの中に左側の方に書いてございますように、いわば総務省統計局と統計センターがそれぞれ一つの事務フロー、業務フローの一部分を担っているという形になっている関係上、2つの組織の業務が合わさって初めて1つが形成されると、このような特殊な形態となってございます。

さて、第1期の中期目標期間の実績でございますが、こちらにつきましては本分科会におきまして委員、専門委員の方々からご評価をいただいているところでございます。2ページ目でございますが、まず、その実績の大きなものといたしましては、独立行政法人化そのものでご

ざいまして、平成15年の統計センターを独立行政法人化するということで、当時の総務省を大きくスリム化してございます。法人へ953人分の人員の移行ということで、行政組織のスリム化という効果を実施してございます。

それから、独立行政法人化以降でございますが、IT等を活用いたしまして業務の効率化・合理化を実施しつつ、統計品質の維持・向上にも努力してきているところでございまして、これまで法人設置以降、統計公表の遅延・遅滞といったことも生じてございませんし、平成17年国勢調査の製表につきましても現在、順調に進捗しているところでございます。

こういう定性的なものばかりではなく、定量的な要素といたしましても、いわゆる一般管理費に相当します業務経費につきましては、当初目標の3%削減といったところを大きく超えてございまして、既に現段階でも6%を超える業務経費の効率化が実現されているところでございます。また、人員につきましても常勤職員6.6%の純減、これは19年度末までの見込みとなってまいりますけれども、純減を実現しているというところでございます。

下の方に少し小さな字になって大変恐縮でございますが、政府統計の作成に係ります新しい仕組み、つまり独立行政法人統計センター設置以降の新しい仕組みとその実績を今申し上げた点も踏まえながら書かせていただいているところでございます。この絵にございますように、従来型としましては国が集計作業も含めまして直接実施している、さらには小さな統計、小規模の統計などが中心でございますが、民間のリソースを活用しながら民間開放しながら実施しているというところでございます。

いずれにしましても、集計作業の全体の企画、品質管理、調達、こういった面のところにつきましては、それぞれの行政機関でいわゆる発注者の責任の下にやらざるを得ない部分がございますが、独立行政法人統計センターの設置に伴いまして、こういった部分も含めて国の機関からアウトソースすることが実現できているところでございます。また、先程のとおり自律的・弾力的な業務運営、それから事後評価の仕組みによりまして、効果と効率の両面を發揮しているところでございます。

さて、次の中期目標に向けてということでございますが、3ページ目でございます。まずは3ページ目では次期中期目標期間に向けた我が統計行政の背景、さらには統計センターに期待する、そういった事情につきましてご説明させていただきたいと考えてございます。

まず、国の統計行政でございますが、統計の質的向上と国民サービスの向上を目指します統計制度改革が行政運営の簡素・合理化を達成しつつ実現するということが、現在のまさに今後に向けた使命でございます。具体的には、今年の国会におきましても新統計法が全面改正する

形で公布されてございますが、その新統計法に基づきます新しい様々な仕組み、また、現行も進めております統計体系につきましても、産業構造に見合った形での新しい統計体系の整備、こういったものが着手することが、先程触れました骨太方針も含めまして政府の課題となっているところでございます。他方で、行財政改革は行政機関に関しましても、かなり強い取り組みを求められているところでございまして、平成17年度から定員合理化計画を国の場合は策定いたしまして、総人件費改革、歳出・歳入一体改革に取り組んでいるところでございます。

こういった面につきましては、この3ページの下の方に絵を用意させていただいてござりますけれども、緑色の形で枠囲みしているところがいわゆる統計の方から見た今後の課題でございまして、統計制度改革といたしましては行政のための統計から社会基盤としての統計へ、行政だけに目を向けた統計から、もっと国民、企業に目を向けた統計へと、その立ち位置を変えた新しい取り組みを展開することとしているところでございます。

具体的には、そこに掲げてございますように経済社会の実態を的確にとらえます経済センサスやサービス統計と、こういったような新しい統計体系の整備、また、その右側に書いてございますが、オーダーメード集計、匿名データの提供、マイクロデータの提供といった調査票情報の二次的利用、二次利用といった面の取り組み、さらには事業所・企業関連の統計の効率的かつ被調査者の負担を軽減するような取り組みといたしまして、諸外国では進めてございますが、ビジネスフレームの整備、こういった新しい取り組みの展開を示しているところでございます。

他方、こういった新しいサービス、また、新しい行政課題への対応には、行政機関もそれなりの人的資源と専門技術といったリソースが必要となってまいりますが、右側、オレンジ色の枠囲みをしているところでございますが、他方でこういうような行政のスリム化も同時に実施していくかなければいけないと。実際的には、左側のような公的なサービスを提供するに当たりまして、しようと思いましてもなかなか厳しいのが現状でございます。

こういった中で、公的統計の専門機関であります統計センターが新しい統計制度の下で、司令塔と申し上げてございますが、全体を牽引していきます司令塔をサポートいたしまして、公的統計に必要な基盤的サービスを提供する機能発揮が期待されるところでございます。具体的には先程申し上げました3つに呼応するものといたしまして、国として不可欠な統計作成の確実かつ効率的な実施、また、新統計法の下での新たな業務ニーズへの対応、3番目といたしまして共通基盤の提供によります政府統計全体の効率化等への貢献といったところでございます。こういうものにつきまして、統計センターへの期待が大きく寄せられるところでございます。

しかしながら、統計センターも厳しい行財政事情の下、これらの課題に対応していくためには戦略的な人員削減、また効率化など業務の再編成、高度化が必要でございまして、次期中期目標期間に向かまして、こういった観点からの推進を行っていくという考えをとってございます。

次のページに参りまして4ページ目でございます。「次期中期目標期間に向けて」ということで、2つの側面から見直しの考え方を記述してございます。

まず、1点目でございますが、事務・事業の見直しでございます。ここに書いてございますとおり、統計制度改革への対応も総人件費改革に取り組みつつ実現することが必要でございます。こういった観点から業務のあり方を見直しまして、事務・事業の合理化、職員純減を実現しつつ、専門性が不可欠な中核的業務への職員リソースの集中、業務の再編成・高度化を図っていきたいと、このように考えている次第でございます。

こちら、4ページ目の中に描いておる絵でございますが、同じく緑色の枠囲みをしているものは、どちらかと申しますと統計制度改革等に対応する新たな機能、役割でございます。

1番目は経済センサス等の新しい、今の経済社会の状況に合わせました統計をきちんと作っていくと。また、既存の国勢調査を始めといたします国の重要統計につきましても、現在、調査環境の変化でございますとか、調査方法の見直しでございますとか、そういった検討も進められているところでございまして、こういったところにつきましては調査だけではなく、製表も一体的に検討を進めていく必要性がございます。

それから2点目でございます。新統計法下での新たな業務ニーズへの対応ということでございまして、新統計法に基づきます、まず第34条に基づくオーダーメード集計、第36条に基づきますマイクロデータの提供、こういったことに関して国の行政機関に行政サービスを、また国民に対して行政サービスをそれぞれ提供していくという役割を担っていくべきと考えているところでございます。

3点目でございます。「共通基盤の提供による政府統計全体の効率化等への貢献」と書いてございますが、具体的には、歳出・歳入一体改革の一環として進められてございます電子政府推進計画の中でも、統計調査等業務の最適化というキーワードで政府統計全体の業務基盤の見直し、国民へのサービス基盤の見直しが進められているところでございまして、その一番の核となってまいります政府統計共同利用システムの運営管理、こういったところを担っていくこととなってございます。

こういう新しい機能、役割を担うということでございますが、先程のとおり、統計センター自身も総人件費改革に取り組んでいくということから、職員リソースを専門性が不可欠なところ

ろに集中化させていく、重点化させていくと。代わりまして、今まで行っている業務サービス、行政サービスを維持していくためにも、外部リソースの活用でございますとか、そもそも今やっている業務の生産性を向上させていくための業務プロセスの見直し、こういったところに取り組んでいくべきと考えている次第でございます。

右側の方に左側と対応する見直しということでございまして、まず、1点目でございますが、民間開放等によります外部リソースの積極的な活用ということで、こちらは官民競争入札等監理委員会とも連携しながら、今、業務の見直しを進めているところでございます。また、業務プロセスの見直しとして書いてございますが、複数のラインで分散処理している業務の集約でございますとか、意思決定の簡素化でございますとか、そういう工夫によりまして能率的な業務運営に向けたスリム化を推進していくというものでございます。さらには③でございますが、審査事項の定型化、コンピュータによります機械審査を進めて、自動化も進めていくと。また、職員が行っております分析や検証の効率性を高める審査支援システムの整備など、ITを活用しました生産性の向上を図っていくというものでございます。

また、さらには自己収入の増加と書いてございますが、左側の緑色の2番目のオーダーメード集計、匿名データの提供、さらには3番目の政府統計共同利用システムの運用管理といった面につきましては、提供サービスの充実に伴いまして適正な受益者負担を求める観点から、手数料もしくは利用料金といったものを設定しつつ、自己収入の増加ということも考えていくということでございます。

最後が業務・システムの刷新となってございますが、電子政府推進の一環といたしまして独立行政法人につきましても全法人、業務・システムを見直しすることになってございます。こういう観点からのメインフレーム、ホストコンピュータからオープンシステムへの移行でございますとか、汎用ソフトウェア、パッケージソフトウェアの導入でございますとか、そういう面からの業務の効率化、経費の合理化、こういったところを進めていくという内容でございます。

もう1ページめくっていただきますと5ページ目でございます。5ページ目は組織の見直しということでございまして、今、申し上げましたように既存業務のサービスに加えまして、新しい政府統計に求められております新しい行政サービスも担っていくということで、アウトプットといたしましては、これまで以上のものを出していくとなっております。

他方で、内部組織的にはスリム化を果たしていくということで、この絵に描いてございますように、左側のような形で既存の業務サービスから点線で書いている新しい行政サービスへの

対応を、右側のようにオレンジ色の点線で書いてございますが、既存業務をスリム化したり、業務・システムの刷新をしたり、外部リソースを活用することによりまして、そういうサービスをいわば生産性を高める形で、現在の職員リソースを圧縮してでも提供できるような、組織・業務の見直しを図っていくということを目標にしていきたいと考えている次第でございます。

なお、このペーパーにも書いてございますが、非特定独立行政法人への移行について、これからまたその方向も含めて検討していきたいと考えてございます。この非特定独立行政法人の移行につきましては、資料14-3の方で補足説明をさせていただきたいと思います。資料統分14-3、12ページでございます。いわゆる非公務員化、非特定への移行については課題があるというふうに考えてございまして、検討に当たりましてもこの課題解決に向けた必要があるだろうというふうに考えてございます。その課題につきまして簡単にご紹介させていただきたいと思います。

4点掲げさせていただいておりますが、まず、1点目は公平性・中立性の確保でございます。これは私ども日本だけではございませんで、諸外国の統計機関、それから、その職員につきましては高い公平性と厳格な中立性が求められているところでございます。これは独立行政法人といった組織形態、また公務員か非公務員かといったような職員の身分等にかかわらず、このような高い公平性と中立性が求められているところでございまして、例えばインサイダー取引みたいなものが実際に行われていなくても、そういうことが行われているんじゃないかなという風評でございますとか、そういう疑惑を惹起するようなことがございますと、これ自体が統計または我が国の市場そのものに対する信用を低下させることにもなってまいりますので、検討に当たりましても、こういう公平性と中立性確保といったところにつきましては、しっかりと対応できるような形を検討していく必要があるだろうと思っております。

また、2点目でございますが、業務停滞の防止でございます。消費者物価指数、完全失業率といったようなものにつきましては、主要経済統計でございますが、こちらは金融市場にも直接的な影響を与えますし、また、市場の動向を左右する政策にも密接に関係してございまして、こういったものが今1年先まで公表日程を公表してございますが、例えばこれが1日遅れるといったようなことになりますと、いろんな金融機関からも言われてございますが、多大な損失も生じてしまうというようなこともあります。こういうことから、業務の停滞が許されないといったような侧面も有しているところでございます。したがいまして、そういう業務停滞を回避するような措置、策をあわせて検討していく必要性があるだろうと考えている次第でござ

います。

また、3番目でございます。人材育成・円滑な人事交流というところでございます。先程ちょっとご説明させていただきましたように、いわゆる統計センターそのものの業務が一つの完結した独立したものでございませんで、あくまでも総務省が行う事務、総務省自体もそれ自体が完結してございませんで、総務省の事務とそれから統計センターが行います業務が双方一体となって初めて完結すると、こういう仕組みの中で政府の重要統計が作成される形となってございます。

したがいまして、組織や担う役割は異なりますが、総務省と統計センターはこれまでそうでございますが、今後も双方で分担します統計作成の目的、こういったところの目的意識や理念について共有化していく必要性がございますし、また、互いの例えば調査をやる方は製表の、製表をやる方は調査のその技術や知識について、十分熟知していくことが必要でございます。こういった相互理解が事務運営上、不可欠でございまして、加えて新しい新統計法でも法律の中で統計職員の専門性の育成といったことがございますが、こういう中央統計機関の関連する職員の育成というのは極めて重要でございまして、そういう統計専門職員を育成していく中長期的な観点からも、両組織の人事異動、人事交流といったものにつきましては円滑かつ弾力的に行っていく必要性があるかというふうに思っています。

例えば、期間に限定があつて2年しか交流できませんであるとか、移行しますと例えば退職金を支払うことになりますし、例えば30代で統計調査の部門から製表部門へのキャリアパスも含めまして人事異動した際に、退職手当が支払われまして天下りになつてしまふと、そういう他のところから見ても疑念を惹起するようなことになつてしまふと、それ自体が抑制的に働いてまいりますので、こういうことがないようにしていく必要性があつうかというふうに思っております。また、人数につきましても例えば1人しかだめ、2人しかだめといったような限定がかかってきますと、統計作成そのものが危なくなつてくるという面がございますので、こういう人事異動、人事交流につきましては円滑に行っていくよう配慮する必要性があつうかと思います。

これらにつきましては、総理府統計局製表部設置以降も、行政機関の時からも、歴史的に組織がいろいろ見直されてきましたが、その業務の円滑な実施、確実な実施という観点から、一貫して維持・配慮されてきたものでございまして、また、先程ご紹介させていただきました1番の公平性・中立性の確保、2番の業務停滞の防止といった面への対応といったことにも、こういうところをいわゆるスピリットの共有、モラルの維持といったようなところでございます

が、それにも機能するものだというふうに考えてございます。

それから4点目でございますが、守秘義務等でございます。統計調査の実施を始めといたしまして統計関連業務は国民や企業からの信頼、さらに、それを前提といたしまして国民・企業からの協力を得て、その事業が成り立っているところでございます。一連の統計作成・提供業務の一部を統計センターは担ってございますので、当然でございますが、個々の国民の個人情報や企業秘密を含みます調査票や調査関係書類、さらには市場に影響を与えます重要統計の公表前情報、その他各種行政情報を多く取り扱ってございます。

そういう統計センターの職員には、その業務遂行に関しまして守秘義務等を制度的に課す。こういった措置を講じながら国民・企業からの信頼が低下しないように、統計センターだけの信頼が低下いたしますと統計全体に影響が及んでまいりますので、こういう守秘義務等につきましては措置を講じていく必要性があるだろうというふうに考えてございます。

以上、4点を中心といたしまして非特定化の課題解決の検討もあわせながらやっていく必要性があると、このように認識しているところでございます。

以上のようなところがポイントでございまして、これから先程ご説明させていただきましたように本分科会の後、28日、総務省の独立行政法人評価委員会のご審議を経て、今月末にこの整理合理化案を提出していきたいと、このように考えている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○堀部分科会長 ありがとうございました。

大変詳しく説明していただきましたので、かなり理解できたかと思います。特にこの資料14-3がこういう形で出されるということでもありますし、特に今非公務員化の可否について、こうした課題があるということで検討すべき事項も挙がっています。その他、いろいろご質問、ご意見等があろうかと思いますので、それぞれの委員から発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 いいですか。資料14-2の3ページですか、司令塔という言葉があるんですけども、司令塔って何ですかという質問なんですねけれども。

○阿向総括課長補佐 大変恐縮でございます。確かに司令塔といきなり言っても何か分かりにくいというところがあるかと思います。統計制度改革でございますが、一昨年から検討が政府内で始まってございまして、今の先程ちょっと触れましたように日本の行政機構が分散型統計機構になっておる関係上、それぞれの統計作成機関はいわば縦割りの中で政府全体というより

も自分の範囲のところを考えて、当然ながら統計作成をやってくるわけでございます。

そういうことをずっと繰り返してきている中で、統計全体にリーダーとなるようなものが、総務省は元々そういう役目を持ってございますが、もう少し強いリーダーシップを発揮する必要性があると、このようなご認識のもとにその当時から使われている言葉が、いわゆるリーダーシップを発揮する役割ということで司令塔という、その存在を統計制度改革では訴えられているところでございます。具体的に申しますと、現在、政府全体の横断的な統計機関といたしましては先程の統計機構の概略図にございますように、私ども総務省、総務省の中でも政府横断的な統計を作成し、また、その基盤を提供する統計局と政府全体の企画または調整等を行います政策統括官という部局がございます。同じ若松町の建物の中にございます。

それともう一つ、各種統計がいろいろ作られてございますが、これを体系的にまとめて経済関連でも使われる重要な統計の中の一つに、いわゆる国民経済計算というのがございまして、これはいわゆるSNAでございますが、内閣府が実施してございます。こういう政府横断的な視点を持つ部局がこの機能を、さらには今統計審議会というのがございますが、これを改組いたしまして内閣府の下に統計委員会というものを作ることとなってございます。この統計委員会の下に先程の3機能が機能的に結集して、司令塔という政府統計全体のリーダーシップの役割を担っていくということになってございます。ここでちょっと説明が省略されて大変恐縮でございますが、そういうものでございます。

○堀部分科会長 よろしいですか。統計センターがそういう新しい統計制度の下で司令塔をサポートする役割なんだということですね。

どうぞ、いろいろ意見をお出しください。どうぞ。

○篠塚分科会長代理 資料14-3のところの7ページなんですが、提出する表の横断的視点というところで、7ページのところの(1)の③なんですが、諸外国における公的主体による実施状況という形で、先進諸国との比較ができるようになっているのですが、この表はちょっともう少し説明をしないと、誤解を与えるのではないかというのが意見なんです。

例えば、ただ人数だけ見てしまうとまずいわけですよね。アメリカならアメリカの中央統計機関、センサス局がいろんな統計を主要統計を作成しているけれども、その時の人員体制が6,394人ということで、恐らくただ単純に人口だけの比率からいいたら、日本は半分というふうに普通は考えるんですけども、しかし、それぞれ日本の中での統計のあり方とアメリカの統計のあり方は違うわけでして、日本ではただ単純に統計局の518とセンターの910を足して1,500ぐらいであると、それでいかにも少なくてやっているというふうに読まれても困るわけ

です。むしろ、ここで諸外国でどんなふうにやっているかという実施状況として必要な資料としては、日本では統計局とセンターとを分けてやっているような、このようなやり方をしているところが他にもあるのかどうかとか、それから日本でここで挙げている1,500人体制でやっている時には何本の調査がそこで実施されているかということで、ここでは似ている人口センサスとか挙がってはおりますけれども、これだけだとちょっと誤解が及ぶのではないかなどいうふうに思ったのですが、それに対してはいかがでしょうか。

○阿向総括課長補佐 ご指摘の部分はあるかというふうに思ってございます。一応提出資料の中で見えない部分ではございますが、事務局側の方からいわゆる作成に当たっての事務要領といいますか、記入要領みたいのがございまして、その中で名称とやっている業務概要と、それから職員の人数、さらには費用といったところについて記述せよというのがございまして、それに合わせまして中央統計機関、その組織の名称、それから業務の概要ということで作成している主要統計、それから人数ということで職員数、経費のところにつきましてはちょっとどちらの方でも調べられなかったところがございまして、また、経費も一時点把握するだけではさらにまた誤解も生じますので、わかっている範囲でこのような資料とさせていただいたところでございます。

ただ、ご指摘のように誤解されかねない部分はあろうかと思いますので、少し説明の仕方若しくはこの記述の仕方につきましては考えていいかと思います。ご指摘のように全く同じわけではございませんので、単純比較はできるようなものではございません。

○飯島総務課長 よろしいですか。

○堀部分科会長 どうぞ、飯島総務課長。

○飯島総務課長 ご指摘の点、また、どういう形にしたらいいか考えたいと思思いますけれども、やはり単純な比較はできませんけれども、少なくとも人口センサスの業務について申し上げますと、他の国はすべて国の機関で集計も含めて実施をしていると。これについて日本だけが集計の部分を独立行政法人という形で出しているというような状況でございます。

○堀部分科会長 どうぞ。

○篠塚部分科会長代理 ご回答ありがとうございました。

私もそのように思っていまして、ですからここにすべてのことを書く必要はなく、むしろ人口センサスなら人口センサスだけ取り出して、ここの国ではこのようなやり方でやっているとか、電話で聞いているとか、日本の場合は電話ではやっていないとか、そうするとかなり的な資本が投下されているので単純な比較ができないとか、そのような細かい情報を挙げること

で日本と他の国とのやり方の違い、人間の数の違い、お金の違いなんかがはっきり出てくるんだと思うんですね。だから、たくさんの統計の説明はいいのではないかと思って、具体的な何かの例を挙げることで、より国ごとの違いとかがわかった方がいいのではないかと思っています。

以上です。

○堀部分科会長 私は国勢調査の方で随分長い間か関わってきてまして、今まで説明として聞いていますのは、今、飯島課長が言ったようなことで、センサスについては国が責任を持ってやってきているというところがあって、日本のようにむしろ独法化したというのは非常に特殊な例であるというようなところがありまして、これを見て、逆に他にもこういうことをやっているんだなというふうに思ったんですね。確かに人口比等でいくとどうかと思うんですけども、例えばイギリスの場合には今度は日本の半分、人口半分ですけれども、それでも、このくらいいるのかなというようなことがあったりしまして、表記は非常に難しいように思うんですが、できるだけ誤解のない、これがどういうふうに見られるかということはあると思うので、篠塚分科会長代理が解釈されたようなこともあるかと思いますので、ちょっと工夫をしてみていただくというふうにここではしておきたいと思います。

一般論としても今後、どういうふうに統計センターというのをとらえていくのかということもあると思うんですけれども、全体として国立大学を含めて何か独立行政法人化というのがあって、そればかり強調されて、本来、国がやるべきことというのが何か軽視されるような傾向が出てきている。まさにこれなど、国勢調査の議論をずっとやってきてみていますと、何で日本の場合、こうなつちやうのかなというのはあるんですね。ですから、そういう点で閣議決定でもこういうふうになっているものですから、なかなかここの統計センター分科会だけでこうだというわけにはいきませんけれども、一つの資料として他の国の状況はこうだというのを表してはいるというふうには思います。いずれにしましても、そのあたり、ちょっと事務局とまた相談して、工夫ができるところがあればしてみたいというふうに思います。

○篠塚分科会長代理 すみません。

○堀部分科会長 どうぞ。

○篠塚分科会長代理 今、会長のおっしゃられたことに重ねて、そのとおりだと思って申し上げたいんですが、やはり非常に独立行政法人化の流れ、それから国立大学も同じなんですが、独特の流れだと思うんですよ。財政の問題から来ているんですが、それで、こういう形でやっていることの問題点というのはなかなか中に入ってしまうと見えてこない。国際的な視点で見

るとどうなのかというのが全然報告書の中にも入ってこないので、こういうところで国際比較ができるところで、できるだけ、こんなふうになっているのかということが分かるようなデータを出してほしいということです。

以上です。

○堀部分科会長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。では、小林専門委員、お願ひします。

○小林専門委員 資料統分14-3の8ページ目のところなんですかけれども、行政サービス実施コストに与える影響ということで、システムの刷新（最適化計画）により、業務費用を4億円削減ということですけれども、これは恐らくコンピュータシステムに関しまして、メインフレームからオープンシステム化という流れが大きいと思うんですけれども、一般論としまして確かにオープンシステム、分散処理という流れで言えば、ハードウェア費用というのは、メンテナンス費用ですかね、これはかなり削減すると思うんですが、一般的に言えば、それ以外のサービスコストですよね、かなり分散処理になると機械が増えますので故障率も上がりますし、様々な意味でのメンテナンス、サービスコスト、あとはまだそれを使いこなすための教育コストですよね、そういうことが一般的にはかなりハードウェアなどのコストに代わってかかる、目に見えないヒドゥンコストというような言われ方もしますけれども、そういうようなものを含めた形の4億円というふうに考えてよろしいのかどうか、ちょっと教えていただければと思いますが。

○谷村総務部次長 基本的にソフトウェアの方の関係でございますけれども、統計を集計するためのソフトウェア自体は統計センターの内製でございますので、ホストコンピュータの方からオープン化に切り替える際につきましても、その切り替え作業もいわゆる内製で職員が対応するという形になりますので、いわゆるソフトウェアのランニングコスト等が新たに負担になるということはございません。ですから、単純に申し上げてしまいますが、ホストコンピュータのハードウェア部分の減がこの4億円というふうにご理解いただければと思っております。

○小林専門委員 その際、例えばオープンシステムになると、やはり職員がそれを使い、多くの、分散処理ですから今までのような専門スタッフだけじゃなくて、現場のさまざまの方々が使えるようになるというんですね。そういうものに対する教育コストとか、あるいは別の意味でのハードウェアの直接というよりは、ネットワークも含めましたシステム全体のメンテナンスコストというのも、ある程度は考慮されているということでとらえてよろしいと

ということですね。

○谷村総務部次長 ご指摘のとおり、内部のインターネット等々、既に統計センターでも各人1台ずつP Cがついておりますので、ネットワークシステムが変わるとか、そういういた根本的なものはございません。単純にホストコンピュータの部分が通常のサーバ系に切りかわるということで、ホストコンピュータのデータ資産とプログラムの資産の書き換えのコストはかかりますけれども、それは内部の方で全部消化してしまおうということで、ここでは純粋に年間4億円の減となります。

○堀部分科会長 どうぞ。

○佐藤委員 ちょっと私の仕事関係なので補足をしますけれども、確かにメインフレームからオープン系にしてハードにかかるコストが下がる、それからパソコンもどんどん高性能のものが安くなってくるよと。ソフトの方も全く進歩しないわけじゃなくてパッケージですね、会計ソフトとか人事システムだとかというのがどんどん普及していく、トータルのコストはやっぱりこの5年間で会計なんかだと大体半分になっていますね。その他でも二、三割は下がっていると思います。その裏づけとして人件費が安い中国だとかインドだとかベトナムだとかということで、開発費を下げるというようなこと也有って、相乗効果としてやっぱり年々何割かは下がっているかなというふうに思いますけれども。

○小笠原専門委員 先程のコンピュータ化というか、それに関連してなんですけれども、資料14-3の15ページに、独法の整理合理化計画の8月10日に閣議決定された基本方針の中の総論の（3）の自主性・自律性の確保というところの中に、内部統制の強化という題目がありまして、そこの中にこの15ページの（3）の業務運営の体制整備というところがその答えだと思うんですが、特に2行目の「また、統計については情報セキュリティが非常に重要であり、その内部統制体制を構築するためISMS認証取得に向けて取組を進めているところ」と。多分、そういうたたシステムを移行するに当たって、より情報セキュリティ、特にどんどんダウンサイジングが進めばアクセスアタックの頻度というのは大きくなると思う。この辺については具体的にはどういう格好で、どれぐらいのスケジュール感でそういうことを予定されているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○谷村総務部次長 ISMSの認証取得については、今日からでございますが、いわゆる正式な文書審査を今受けている段階でございます。来月には実地検査、いわゆる実際のセキュリティの確認をしていただくことになっておりまして、早ければ年内には取得できるのではないかと考えております。ここには書いてございませんけれども、情報セキュリティに関しましては、

官公庁の中では最も厳しいセキュリティの体制を多分とっているのではないかという環境になってございまして、個人のPCのアクセス記録の保存等々もすべて万全にやってございますので、多分、問題ないかと私は思っております。

○小笠原専門委員 ちなみに、そういうものを一括りにしたときに、管理会計上出てくるコストというのは、いわゆる人件費なんかも含めてですけれども、どれぐらいと見積もらわれていらっしゃるんでしょうか。

○谷村総務部次長 一般的に入っております秘文だとか、いろんなソフトウェアのコストがございますけれども、ハード的なセキュリティ対策、例えばICカードとか、いろんなIDカードがございますけれども、そういうのをすべて含んだものについては申し訳ないんですが、ちょっと計算してございませんので、何らかの機会がございましたら、ご報告したいと思っております。

○小笠原専門委員 お願いいいたします。

○堀部分科会長 それで、次期中期目標期間に向けて今日は見直しの当初案ということで、実際に今月末までに出さなければならない文書の様式がこの資料3ということでありまして、いろんな個々の点についてもさらに検討しなければならないところがあるんですが、特に統計センターの場合には、先程阿向課長補佐から説明がありました12ページの非公務員化の可否がかなり大きな問題になるかと思います。

これも公務員削減ということを言われてきて、うちも国立大学にいましたので、ショッちゅうその議論はてきて、退職後に非公務員化に国立大学もなったわけですけれども、何か全体として国立大学全体であれば13万ぐらいだったですかね、それを非公務員化すれば13万減らせるからというのが、また、そういう非常に単純な議論でやってきているという、内部にいる時には、随分、そういうことをそういうふうに批判もしてきたんですが、今、統計センター分科会に関わっていまして、この非公務員化の可否についてどう考えていくのか、また、行政改革なり公務員削減というのは、それぞれのところの特殊事情を余り考え過ぎるとできないということもあるんですけども、やはり統計センターの場合、元々統計局から別に独立行政法人化したところで、さらに、それを今度、非公務員化を図るということで、この可否のところで次に掲げる課題を念頭に置きつつ、統計センターの非特定独立行政法人への移行について検討するというのがあります。

先程説明していただいたのを見ていましても、ここに挙がっている①から④すべて、それぞれ非常に重要な意味を持っているところであります、これを全部解決しなければ非公務員化

すべきでないと、こういうふうにも言えるかと思うんですが、これも全体のこういう状況の中で、なかなかそうも言えないところもあることは十分認識しているつもりです。

しかし、その中でも特に③の人材育成・円滑な人事交流というところが、大変重要な意味を持つのではないかというふうに思います。先程も説明がありましたように、日本の基幹的重要な統計の作成というのは、国と独立行政法人が一体となって完結する仕組みでもありますので、そうするとやっぱり業務の円滑・適切な遂行と、統計行政を支える専門的な人材の確保とか育成という観点から的人事交流というのは、非常に重要な意味を持つと考えます。そういう点からしますと、非公務員化への移行に当たりまして、やはり職員身分のあり方が業務の遂行とか統計専門職員の育成の阻害要因とならないようにすべきではないかと思います。

先程も阿向課長補佐の説明にもありましたように、統計センターの方に出向して、そこで非公務員化に移行しますと、そこで退職金が払われる形になるんでしょうかね。というようなことで、全体としてやはり統計に対する意欲を失うというようなこともないとも言えない。すべて人間が支えていることでもありますので、そういう点を考えると、円滑な人事交流・人材育成ということを4つ挙がっている課題の中でも特に重視して、ここの課題解決が何らかの形でなされるような何か法的措置のようなものも工夫できないか等々、検討する必要があるのでないかと思います。来週の火曜日に総務省所管独立行政法人全体の評価委員会もありますので、そこでまたどういう議論になるかちょっと分かりませんが、今日の議題との関係ではこのあたりをどうするのか、また、さらに検討していただくとよろしいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。他の委員の方。

○佐藤委員 ちょっとよろしいですか。個人的な意見といいましょうか、独立行政法人ができて、それで皆さん頑張って経費も節減できたと。もし独立行政法人になっていなかつたら経費は減っていないように思うんですよね。逆に言うと増えていたかもしれないなということで、やっぱり独法化して皆さんが努力されたというのは一つの成果だと思うんですよね。ただ、僕としては、努力したらそれに応じてペイも増やすという仕組みがこれから必要じゃないかと思うんですね。そういう意味で、今度、逆に身分の問題で公務員じゃなくなるのでというのも出てくると思うんですよ。

それと、それから身分が保証されている公務員型とどっちがいいのという議論もあると思うんですね。それから、効率という観点、元々統計という仕事があって、そこが中心かもしれませんけれども、そういう中で皆さんのがどっちを選ぶのかということだと思うんですけども、ちょっと今回、こちらの統計センターが特定事業執行型ですか、業務を分担をしたということ

なので、逆に特定事業執行型の場合には今の分担が適切なのかどうかという、そういう議論がされるのかどうかなんですかけれども、それは対象外なんですかね、今回は。

○阿向総括課長補佐 分担のところの見直しということが対象外ということにはなっていないかと思いますが、ただ、見直しの際の国側の方が、今統計センターがやっている業務は国の業務、本来、国がやるべき業務なので、国の方にその業務を持っていきましょうという方のベクトルはほぼ働かないというふうに思われます。今までその実績を上げてきている統計センターでもございますので、いわゆる先祖返りに相当するような見直しの方向には、政府内から積極的な議論は上がってこないんではないかというふうに思っております。

○佐藤委員 統計局さんと統計センターさんがあって、力関係はやっぱり局さんの方が強い話なので、多分統計局さんの意向なんだだと思いますけれども、統計センターさんの人たちがどういうふうに考えているか。もうちょっと上流の調査とか企画的なこともしたいというふうに思われているかもしれないし、であれば、そちらの分ももうちょっと職域拡大をされたらいいと思うんですよね。だから、そこの辺のバランスのところをどういうふうにしていったらいいのかなというのは専門家じゃないので分からぬ面もあるんですけれども。

○阿向総括課長補佐 ありがとうございます。今のご指摘は逆の話になるんだろうと思いますが、調査につきましては今回のご説明の時に割愛させていただいてございますが、総務省の場合、政府横断的な統計作成の場合、製表業務を統計センターに切り出しまして、これといわば業務が一体となって初めて完結する仕組みになっているわけなんですが、実は調査の方もそういう機能は持ってございませんで、法律的な仕組みの中で、例えば製表のところは独立行政法人制度の中で統計センターとつながりがある、関与を持つ形になってございます。

もう一つ、実査の方は地方公共団体にいわゆる法定受託事務として、これも法令事項としてそこが実施することになってございまして、では、統計局は何なのかと申しますと、統計局はいわゆる統計全体の企画、それからいわゆる進捗状況全体のマネジメント、出てきた統計の分析と、それからその公表ということをやってございます。従いまして、今のような形での業務拡大という意味で、統計局との見直しということは元々機能的に持っていないので、ないと思います。

ただ、職員の方はこれまでのいわゆる人事におけるキャリアパスの意味でも、例えば製表だけをやっているわけではなくて、今、ご指摘のように統計全体の企画・立案をしたいとか、そういう希望というのは個人的にはそれぞれが持っていて、また、その育成の過程の中で、そういう経験を通じることによって、製表の方にもフィードバックしていきたいということは思つ

ている部分はあるかと思います。ですので、ちょっと職員の人事のところと法人としての業務のところは、整理は少し変わってくるかなというふうには思ってございます。

○佐藤委員 さっきの不可分の関係のところを分けちゃったので、その人事交流が必要だという論理は私はおかしいと思うんですね。電電公社にいたときには逆にNTTとNTTデータは人事交流してはいかんと、基本的になしなんですよね。転籍になっちゃったんですけども、そういうことで、それは外とのイコールフィッティングということで競争状況を同じくするためということがメインの理由なんですけれども、ですから、必要な人の交流は転籍でやっていきますと。

ただ、逆に言うと人材育成ということであれば、民間の間では出向ということで自由にやっているわけで、ただ何割という人が異動するわけじゃなくて、育成上必要な人が出向する状況になっている。だから、その組織の中で分けたので自由に交流できるというのは余り得策では無いと思います。要するになぜかというと、やっぱり組織が専門家集団になっていって、それによってプロ集団として稼いでいくというかな、そういうメリットもあると思うんですね。ところが、その人がしょっちゅう入れ替わっていった時に、専門性が高まるのということがちょっと疑問になってくると思うんですよ。ですから、そのバランスを考えて決めて欲しいと思います。

○堀部分科会長 恐らく電電公社の民営化の時も随分いろいろ議論しましたけれども、新規参入で競争関係を作り出すというのでいろいろ新しく入ってきて、同じような事業者がどんどん出てきましたよね。電気通信事業法を1985年4月1日に施行して従来の電電公社法も日本電信電話株式会社法にするということはあったんですが、やっぱりこの統計の場合には、そういう一応いろいろ市場化テストとか何かという議論はあるんですけれども、実際にこれもよく国勢調査の議論の時に出てくるんですが、これだけの組織を持ってやれるようなところというのは民間ではないんですね。

私も個人情報とかプライバシーの関係で、いろいろマーケティングリサーチとか何かやっている人たちと議論していますけれども、非常に規模が小さくて、何かかなり違った性格のものではないか。そうなると、やっぱり統計行政ですか、その中の統計業務というのは何か電電公社の民営化とうまく比較できるのかどうかという点はあるように思うんですね。ちょっとそのあたりはいろいろ議論があるところだと思いますが、どうぞ。

○飯島総務課長 すみません。資料14-2の図をとじてある資料の2ページ目にちょっと小さい字で書いてございますけれども、真ん中の左のところに従来型と独立行政法人活用型とござ

いますが、実は先程も申しましたけれども、各省それぞれ所管の統計を日本の場合ですと各省がそれぞれ作成して公表すると、そういう形をとっておりまして、総務省以外の省におきましては、すべて従来型という形で仕事が回っているという状況でございます。集計の本当の作業的な部分は統計の物によっては、かなり民間リソースを活用して実施をしている部分もありますが、そこに黒い点線がございますが、それより上のところはすべて行政機関が行うべき企画、それから品質管理というところは、すべて各省の中で仕事として持っている状況でございます。

総務省の場合は右の独立行政法人活用型という形でございまして、ちょっと集計のところの規模がボリューム的に相当大きいということで、こここの部分が統計センターということで赤く囲われたところが組織として別になっておるんですけども、やはり集計の企画の部分、これはかなり統計の制度の根幹にかかわるところでございまして、この部分はまたさらにそこを民間のリソースを活用するというのは、なかなか難しい部分であろうと思います。

それで、統計調査はなかなか国勢調査も含めて調査が難しくなってくる中で、実際の調査票にきちんと記入されていないケースもいろいろ出ております。そういったケースについて集計の段階でどうやってカバーをして、より精度の高い統計を作っていくかと。これも大きなテーマでございまして、そういうのを考えていく上では調査の企画の実際のフィールドワークの企画の部分と、それから集計を行う部分の集計の段階の企画と、これが密接に関わりながら進めていかないと、なかなか正確な統計が得られないという状況でございまして、今、組織は分かれておりますけれども、従来から、かなりの人数が両方の経験を積みながら人材育成がされていると、そういう状況でございまして、今後も各省もそうですし、外国の場合もすべてほぼ政府部内でやっているものでございますので、総務省の統計につきましても引き続き、そのところはフィールドワークの部分と集計の部分、両方の企画ができるだけ経験させるような形で、人材育成をしていく必要が統計の専門性を高めるという意味では必要じゃないかなというふうに思っております。

○佐藤委員 人材育成は全くおっしゃるとおり賛成なんですけれども、これだけ大きな統計ができる組織って日本にここしかないというのであれば、それをもっと活用することを考えた方がいいんじゃないですかと。極端な話、外国の国勢調査もやりましょうというようなことですね。民間で大きな調査があれば募集してもいいじゃないですか、ここでやりますと。それで収入を増やしていくと。強みを生かしてもっと出ていったらいいかなと私自身は思うものですからね。

○飯島総務課長 そういうふうないろいろな方向というのは、いろいろあり得るかと思ってお

ります。

○堀部分科会長 どうぞ、森末専門委員。

○森末専門委員 今日のポイントは、堀部分科会長がおっしゃった民営化かどうかということじゃなくて、特定か非特定かというところについて、どういう意見を総務省の方が出されて、それに対して評価委員会としてどういう意見を言うかというところが、何かポイントのような気がちょっとするんですけども。特定か非特定かというところについては、この整理合理化案という14-3ですか、この12ページにいろいろ書かれていて、結局、これは今課長がおっしゃったように、検討するとして理由は幾つか書いてあって、要するにやる方向でこういう問題点を解決しながらやるんだということなのか、こういう問題があるから検討しても難しいよということなのか、分からぬような内容なんです。

非常に苦労された内容で、私もこの辺についての意見はちょっと非常に難しい問題なので、どっちなのか、現段階ではどっちともまだ私は意見が固まっていないんですけども、少しご担当の方のお感じを聞きたいのは、そもそも篠塚先生もおっしゃったように、本来、独立行政法人にしたのがおかしいんじゃないかという、基本的に政府の一部分だというのが外国の例とか何かも含めて仕事の中身からいうと、そういう気がするんですけども、いずれにしても独立行政法人になったんですから、それを前提に考えなければいけないんですが、独立行政法人というのは聞いておるところによると、最初から独立行政法人にする以上は要するに公務員じゃないということでいかれたのが、何かいろんなことがあって、結局、公務員の部分を残すというので特定ができちゃったということで、ややこしい関係になっているようですが、特定か非特定かというのは、結局、どちらにしてもまさに行政法人ですから公的部門の仕事をするということなので民間と違うと。何が違うかというと、要するに公務員の身分をつける、つけないかというだけのような感じなんですね、いろんなところを別にして。

それで、公務員でなければいけない理由というのは、ここに幾つか書いてあるけれども、「人事交流」の点については、他のところでは今の制度下ところでどんどん交流はなされているわけですから、統計センターにおいてそんなに差し障るようなところはどんなところがあるのかなとか感じるんですけども。どうしても公務員でなければいけないのはどういうところがあるのかなという、そういうところをちょっと知りたい。

○堀部分科会長 むしろ非公務員化することになると思うんですよ。ですから、公務員から非公務員といいますか、統計センターの場合にも次の中期目標では、そういう方向になっていくんではないかと思うんですが、その際にやっぱり留意すべき事項というのはどうなのかという

ことだろうと思うんですけれども、どうなんですか、そこは。

○森末専門委員 そういうような案なのですか、これはどちらかというと。そうすると、もう少しどちらかというと非特定にするけれども、こういう点にちゃんと留意してやらなければなかなかまずいよということですか。

○堀部分科会長 私が理解しているのは、今101ある独立行政法人のうち8つですか、公務員型の独立行政法人は、8つしかないんですよ。恐らくそれをそれぞれのところで評価委員会はやっぱり中期目標、中期計画についていろいろ意見を述べますので、それぞれのところでいろいろやっていると思うんです。ここはその一つで、特にその点が重要ではないかというふうに私も考えて、先程のようなことを申し上げたんですけれども、そこはどういう状況なんですか、今、全体としまして。

○阿向総括課長補佐 今はまさにフィフティー・フィフティーのような状態になっている、記述になっている。これをどう解釈するかという点もあるかと思いますが、今、先生ご質問の公務員にいく方向で検討するのか、それともいかないための理屈が出ているのかということについてですが、少なくとも後者ではございません。いかないために、非公務員化させないために、このものを列挙しているわけではございません。

ただ、「非公務員化します」と今の段階で結論づけられる段階でもないのも事実でございまして、やはりこここの課題解決のところのあり方、これはいわゆる運用上、どうセットできるかというのもございますし、制度上の制約といったものを見定めながら、どういうものが構築できるかというのもございますので、その見極めは必要かと思ってございます。したがいまして、何度も恐縮でございますが、非公務員化の検討を徹底することになってございますが、それにいわば反するために書いているわけではないということはご理解いただきたいと思います。

ただ、今の段階でそうしますと、本当に制度設計がまだ全部でき上がっていらないのに、課題のところのクリアの仕方、関係の部局、関係の省庁さんとの調整もございますので、そういう段階にない段階で結論づけられないのも事実でございまして、この辺はこれからの中の議論とも並行しつつ、進めていかなくてはいけないところだろうというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

○森末専門委員 非特定の方が国会報告とか何か、そういうのは特定だと職員数とか何か報告しなければいかんけれども、非特定はそうでもないんですね。何か経営の自主性とか自由度とか、そういうのが割とできて、いい面も逆にあるんじゃないかなと、そういうような感じもし

ないでもないんですが。

○堀部分科会長 恐らくいろいろ聞いているところではそういういい面と、特に統計センターの場合には決まった仕事で、自由に何かできるというものでもないんですね。それで、国の統計の製表という非常に古い言葉ですけれども、それを中心にしてやってきているというところで、今後、次期の中期目標の中で民間からの仕事をとて収入を上げるというのができるのかどうか、これまたいろいろ統計センターとも相談してみないと分からんんですけども、そういうことからすると、他の元々の特殊法人を含めて独立行政法人、独立行政法人通則法は1999年でしたっけ、できたのが、それで整理をしたわけですね。

全体の行政改革の議論としてそういうふうにやってきて、ところが、それぞれのところで独立行政法人になるのがいいのかって非常に大きな議論があつて、例えが日本放送協会、NHKの場合には特殊法人のまま残るという形で、やっぱり独立行政法人になることによっていろんな制約を受けると、それから財源も異なるというようなことで、うちもNHKの経営委員をやって、そういう議論も随分とかいろいろしたことはあるんですけども、そういうふうにみんなそれぞれ特殊事情がありまして、それを余り強調し過ぎると全体の行政改革というのはできないというところがあって、その一方では全体的な状況と、それぞれの今までいうと独立行政法人、その前に特殊法人の特殊性というのをどういうふうに調整するのかというところで、どこでも大きな問題になったんですね。

ある意味では自由度が増したところもあると思うし、例えば日本電電公社の場合にも1985年の段階ですけれども、かえって自由になったのかもしれません、そういうところと必ずしもそうでもないところがあるとか、いろんな問題がありまして、また、改めてちょっといろいろご意見を伺っていきたいと思うんです。

今日のところはとにかく来週火曜日に全体会がありまして、そこでも少し議論があるのではないかと思うんですが、先程の日程にありますように、とりあえずというか、8月中にこれを出すんですね。ということなので、こういうので合理化案を出しますけれども、ご意見はいかがでしょうかという、こういうことで今日いろいろご意見を出していただきました。ですから、そのあたり、今日の議論を踏まえてまた修文すべきところはしていただくといいかと思いますけれども、そういうことで今日はあくまでも当初案について、とりあえずご意見を伺うということですので、今後、またいろいろ意見をお出しいただければというふうに思いますが、そういうことでよろしいんですね。

どうぞ。

○篠塚分科会長代理 一番最初にご説明をいただいた、今、独立行政法人が101あると。101ある中で今のところ公務員型が8つですか。

○堀部分科会長 ええ、というふうに聞いています。

○篠塚分科会長代理 それをまず頭に置いた上で、先程阿向課長補佐が先祖返りと、元に戻すことはできないというふうにおっしゃったのは、元に戻すことは多分できないでしょうから、それは置いておいて、次のステップとして、しかし、やっぱりスタートにおいて101決められたときに、101分の1という統計センターの位置付けがやはりどう考えても、今、いろいろご説明いただきましたけれども、全く今まであった本体と総務省統計局から分離して、独立して何かやれるようなものではないというのが今までのご説明ではっきり分かったわけで、そうだとするとそういう中で、しかし、いろいろ独立行政法人として実績を上げてきて、人も減らし、しかもちゃんと仕事もやってきたということを踏まえて、それがなぜここまでうまくできたのかというと、やはり本来ならば分離できないようなところだったんだけれども、しかし、しっかりと仕事を分けた中で人事交流をやったり、そういうことをしながらここまでやってきたということにして、そして、やっぱりそれはなぜできたのかというと、自分たちが国の仕事をやっている、そして統計を作る仕事ということで公務員という意識でやってきたのだと。そのところはやっぱりどうしても動かせないところで、公務員型として本来ならばぜひこれからも先も進めていきたいということをしっかりともう少し強く書き込んだ方がいいかなというふうに思います。

以上です。

○堀部分科会長 分かりました。他にいかがでしょうか。

それでは、大体今日のようなことでよろしいですか。

○阿向総括課長補佐 先生方からご意見いただいたものを踏まえまして、また、この部分につきましては今後の検討の材料でもございますし、また、様式の面につきましては誤解等を生じるような記述の見直し等を内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

○堀部分科会長 そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。ということで、全体の行政改革の議論というのも正面から関わったわけじゃなくて、いろんな形で例えば土光臨調のころも随分議論したこともありますし、その後もいろんな形で議論をしてきてますけれども、非常に難しい問題で、先程来言っていますように何か方針を決めてやらないと進まないという側面があるので、それぞれ特殊性があって、また、それでできてきているというところもあって、そこをどう調整していくのか。

特に統計センターの場合、今、篠塚分科会長代理が言われたようにまさに今まで一体としてきたものを、それがこういう形になった結果、それで非常にいろいろな効率化等を含め、経費の削減、人の削減等を果たしてきている。その努力は非常に大変なことでありまして、それでこの評価委員会としても高い評価をしてきているわけですけれども、今度、次期の中期目標ということになった時に、それをどういうふうにしていくのかということで、やはり日本の今後の統計というものをどういうふうに考えるのかということにも関連しますので、引き続き、そういう広いペースペクティブで議論をしていければというふうに思います。

ということで、本日はとにかく8月末までに出さなければならないというものについて、いろいろご意見を伺いました。ということで本日は終わりたいと思います。どうも長時間にわたりまして貴重なご意見をお出しいただきありがとうございました。

—以上—